

総務委員会資料

平成26年10月29日（水）

請願 第91号

地域小・中学校における医療的ケアの時間をレスパイトの
視点からも拡充の検討を願う請願

資料1：小・中学校における医療的ケア

資料2：平成26年度医療的ケア支援事業にかかわるアンケート

調査結果

資料3：特別支援学校における医療的ケア

資料4：本市の就学相談の流れ

教育委員会

小・中学校における医療的ケア

医療的ケアとは

学校における実施可能な医療的ケアとして主に以下の行為が実施されております。

- 痰の吸引：痰の吸引の回数が多いため、毎日登校から下校まで学校で待機して行う。
- 経管栄養：流動食を管から直接胃に流し込む経管栄養のため給食時に毎日来校し行う。
- 導尿：自立的な排尿が困難なため、毎日定時に来校しカテーテルを挿入して導尿を行う。
- その他：インシュリン注射

医療的ケアは医師・看護師および保護者及び本人しか実施できず、一般の教職員は行ってはいけない行為であるため、小・中学校においては、本人ができない場合は保護者が来校し実施していただくことになっております。

目的

看護師が訪問することで、小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者の負担の軽減を図る。

平成24年度から小・中学校等における看護師訪問を実施

看護師の流れ

- 保護者からの依頼を受けて、学校は教育委員会に申請。（依頼書及び医師の指示書の提出）
- 看護師との連携を図るために医療的ケアに係る校内委員会を設置する。
- 教育委員会は各訪問看護ステーションに業務を委託。
- 訪問看護ステーションから看護師訪問
- 実施報告書の提出

看護師訪問の実際

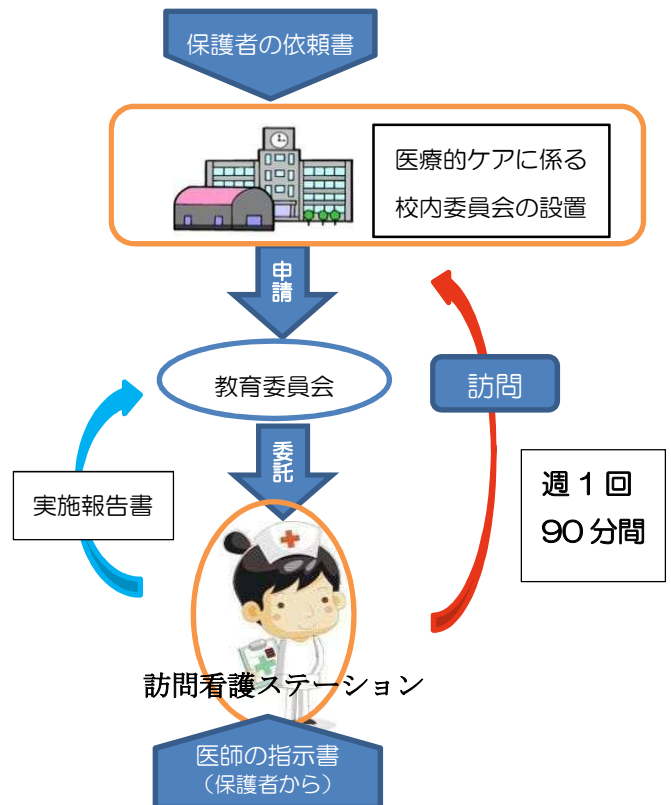
- ・週1回 1回90分
- *「川崎市重度障害者訪問サービス等支援事業」の基準を参考

川崎市立小・中学校に在籍する日常的に医療的ケアの必要な児童生徒数（H26）

医療的ケアの内容	人数
痰の吸引	5
導尿	5
経管栄養	3
インシュリン注射	1

対象者
11人

*複数の医療的ケアを必要とする児童生徒の場合重複してカウントしている。



	<p>平成26年度 医療的ケア支援事業にかかわる アンケート調査結果</p>	
--	--	--

教育委員会 指導課 支援教育担当

平成 26 年 10 月 29 日 (水)

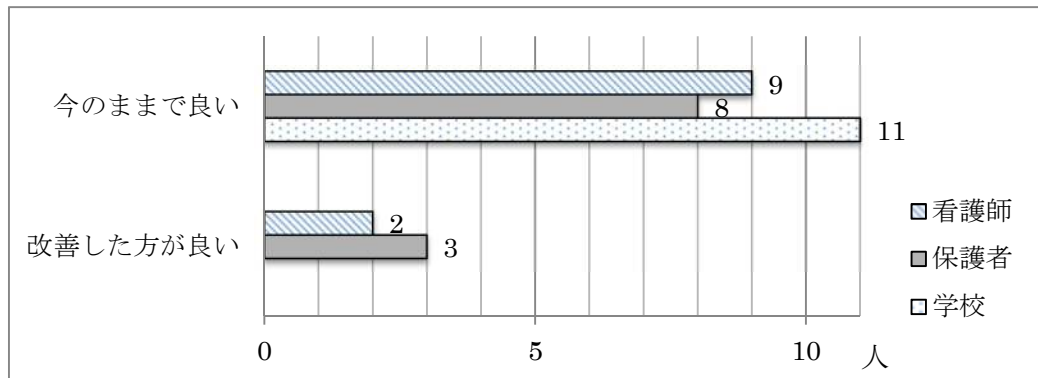
医療的ケア支援事業にかかわるアンケート調査結果

実施対象 実施校 11 校
 看護師 11 人 保護者 11 人 学校担当者 11 人

実施時期 平成 26 年 9 月 12 日～10 月 10 日

(1) 学校での医療的ケアの実施までの手続きについて (主治医の意見書や依頼書の作成等)

ア 今のままで良い イ 改善した方が良い



ア 今のままで良いと回答した主な理由

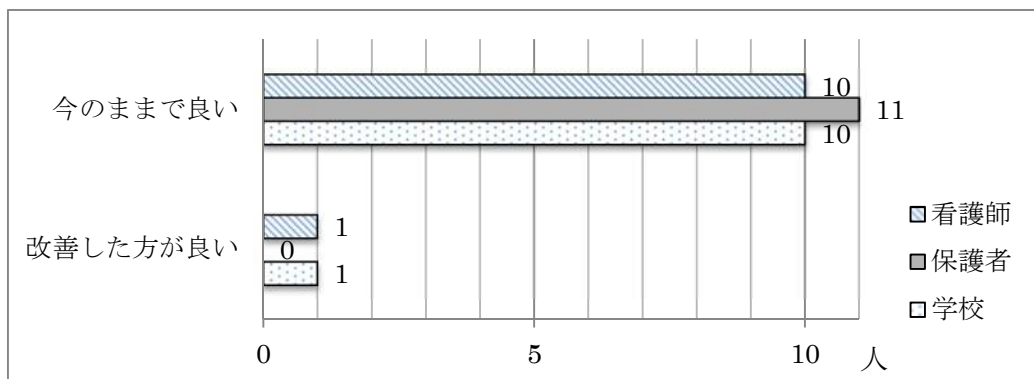
- ① 手続き上で不便を感じず、満足している (学校)
- ② スムーズに行えるため、問題を感じていない (保護者 2 人)
- ③ 指示書をもらい計画書、報告書を提出する流れで問題がない (看護師)

イ 改善した方が良いと回答した主な理由

- ④ 訪問看護ステーションは、家族が契約する場合主治医から指示書をもらって契約しているため、学校用に別フォームを用意するのは 2 重の手間と時間がかかるので、契約済みの場合は、共有や変更するだけの簡素化した手続きにした方が良い (保護者)
- ⑤ 予約や対応に時間がかかるため、主治医の意見書の提出期間にもう少し余裕を頂けると助かる (保護者)
- ⑥ 文書発行手数料の負担をお願いしたい (保護者)
- ⑦ 開始前に最新の状況や保護者との確認を取り合える時間が欲しい (看護師)

(2) 実際の医療的ケアの実施状況について
 (実施場所確保、器具等の準備・衛生面)

ア 今のままで良い イ 改善した方が良い



ア 今のままで良いと回答した主な理由

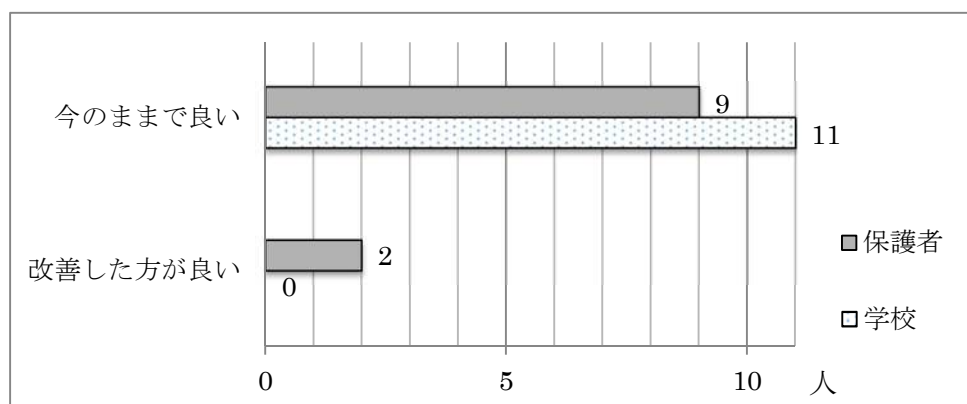
- ① 保健室にスペースがとれている等、安全実施の確保ができています (学校 5校)
- ② 衛生面について、看護師が問題なくできる環境にあり安心している (看護師)
- ③ 必要物品は本人の手持ちのものを使用しているため問題はない (看護師)
- ④ 医療的ケア導入前の話し合いで、場所、物品などの調整が行える (看護師)
- ⑤ 学校側が協力して下さり、保護者とも積極的に関わりがとれて問題はない (看護師)

イ 改善した方が良いと回答した主な理由

- ⑥ 車椅子の移動と給食の配膳とが一緒になっているため、車輪にアルコールを噴射して対応している (看護師)

(3) 保護者・学校の連携について

ア 今のままで良い イ 改善した方が良い



ア 今のままで良いと回答した主な理由

- ① 直接保護者と看護師が会って話ができ、会えないときは、手紙や連絡帳で連絡が取れている (学校)
- ② 毎回、養護教諭、看護師、保護者で顔を合わせているので、とても安心している (保護者)
- ③ 保護者の親族の方の看護師も来てくれることがあり、保護者負担の軽減になっている (学校)

イ 改善した方が良いと回答した主な理由

- ④ 当日キャンセルの場合は、当日実施しなかったとわかるような報告書フォームにする等行うと連絡の手間を省けると助かるのでは。 (保護者)
- ⑤ 医療的ケアを実施した日は、報告書を持ち帰れるようにファイルを用意して、当日に保護者が確認をとれるようにしたら良い (保護者)

(3) 自由記述欄の主なご意見

◇学校

- ① 訪問看護ステーションの方が良くやって下さり大変助かっている、導尿のリズムが定まり、色々と柔軟に対応して頂いて有難く思う。
- ② 身体が大きくなっていくので、大きめのベットを用意して頂けると助かる。
- ③ 校外学習や宿泊などにも看護師が来ていただけると、保護者の負担が減ると思う。
- ④ 少しずつ自分でできることを増やす指導をしている。毎回保護者が給食時に付き添いはするが、週1回でも保護者にとっては心強いと感じる。
- ⑤ 高等部になっても継続して欲しい。
- ⑥ 週1回でも保護者が自由に時間を使えるため、負担軽減になっている。
- ⑦ 支援級の子どもは、通常級の子どもと交流することで刺激を受けて、表情が豊かになったり、動きが活発になったり成長につながっている。通常級の子どもも、友達の障害を理解することで、支援級の子どもの成長を喜べるような気持ちが育っている。
- ⑧ 週1回でも保護者が自由に時間を使えるので負担軽減になっている。週1日になるとさらに良いと思う。

◇保護者

- ① 校外学習への看護師派遣を検討してほしい。個別に訪問看護ステーションから手配するとなると費用が莫大にかかる。
- ② 週に1回90分をチケットのように、来週分も合わせて3時間にするなどの組み合わせが可能になるように枠の拡大をお願いしたい。
- ③ 医療的ケアに必要な物品が就学奨励費の対象外なので対象にしてもらいたい。
- ④ 痰の吸引だけなら昼に1回45分で十分なので、週1回90分を45分にして、週2回にするのはできないか。
- ⑤ 他校では人目に触れてはいけない理由で場所を選んで医療的ケアを行っている現状もあると聞くが、学校によって対応が違う。
- ⑥ 週1回を1日にして頂けると、保護者が自宅待機可能となり肉体的・精神的な負担が軽減される。
- ⑦ 重度心身障害の子どもでも地域の学校で過ごせて、たくさんの刺激を受けめざましい成長を見せている。先生方には本当に感謝している。
- ⑧ 今まで医療的ケアをしていたのが親だけなので、親以外の大人の力を借りたり頼ったりするいい機会だと思っている。

◇看護師

(配慮事項)

- ① 5分の休憩時間での医療的ケアの時に、授業の関係で着替えが生じたり、休憩時間が変更になったりすることがあるため、尿量が少ない場合などは飲水指導を行うが、実施までは見届けることが出来ない。
- ②低血糖出現時は、父親とも連絡がとれるようにしていた。
- ③血糖が低めのことが多いので、低血糖症状がないか注意して観察している。
- ④体重が増えてきて関節の脱臼のリスクがあるので、車椅子の移乗など注意している。吸引時も保護者からの指示を守りカテーテル挿入の長さに留意している。
- ⑤折り畳み式寝台への昇降や、台で姿勢保持する際に、転落防止のための注意が必要。
- ⑥手洗いを充分に行い、感染防止に努めている。
- ⑦衛生材料の保管、処置時の置き場所には不潔にならないよう注意している。

(ヒヤリハット事例)

- ⑧気管カニューレ内吸引実施にあたっては、清潔動作に留意して挿入の長さの確認を行っている。以前、カニューレキャップの損傷及び器材のトラブルがあったと伺っている。以来、予備キャップの準備、器材のトラブル時の連絡先などの対応方法の確認を行うことでその後のトラブルはない。

(その他)

- ⑨週1回90分の支援だけでなく、サービス面の拡大を図る必要があると思う。
- ⑩欠席等による実績のない月も業務完了届の提出は必要か。
- ⑪医療的ケアの実施日に間違えて、保護者が来校したことが数回あった。
- ⑫主治医の指示書は「導尿」だが、導尿時に便失禁している現状があるので「摘便」も実施している。
- ⑬高等部進学、転校の際にスムーズに移行できるような情報連携のシステムがあると有益だと思う。
- ⑭本人の欠席が多く、訪問日が少ないが、学校の配慮で滞りなく医療的ケアができています。

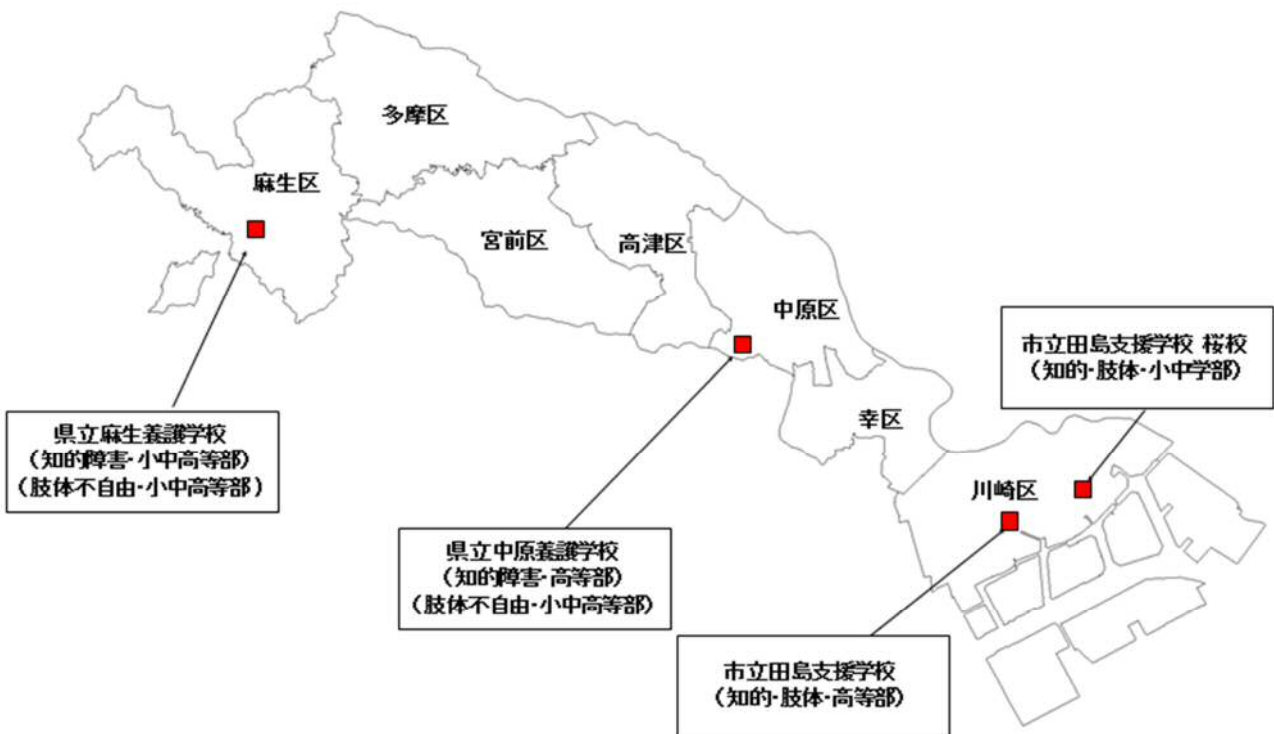
1 特別支援学校における医療的ケアの実施状況

医療的ケア拠点校において複数の医療的ケア看護師を配置し、毎日医療的ケアを実施している。各学校においては、衛生的で安全に医療的ケアを実施するための医療的ケアルーム等のスペースが確保されており、学校医や巡回医師により、医療的ケアの実施の可否の判断や安全な実施方法の確認が行われ、研修を受けた教員の協力体制が整った上で実施している。

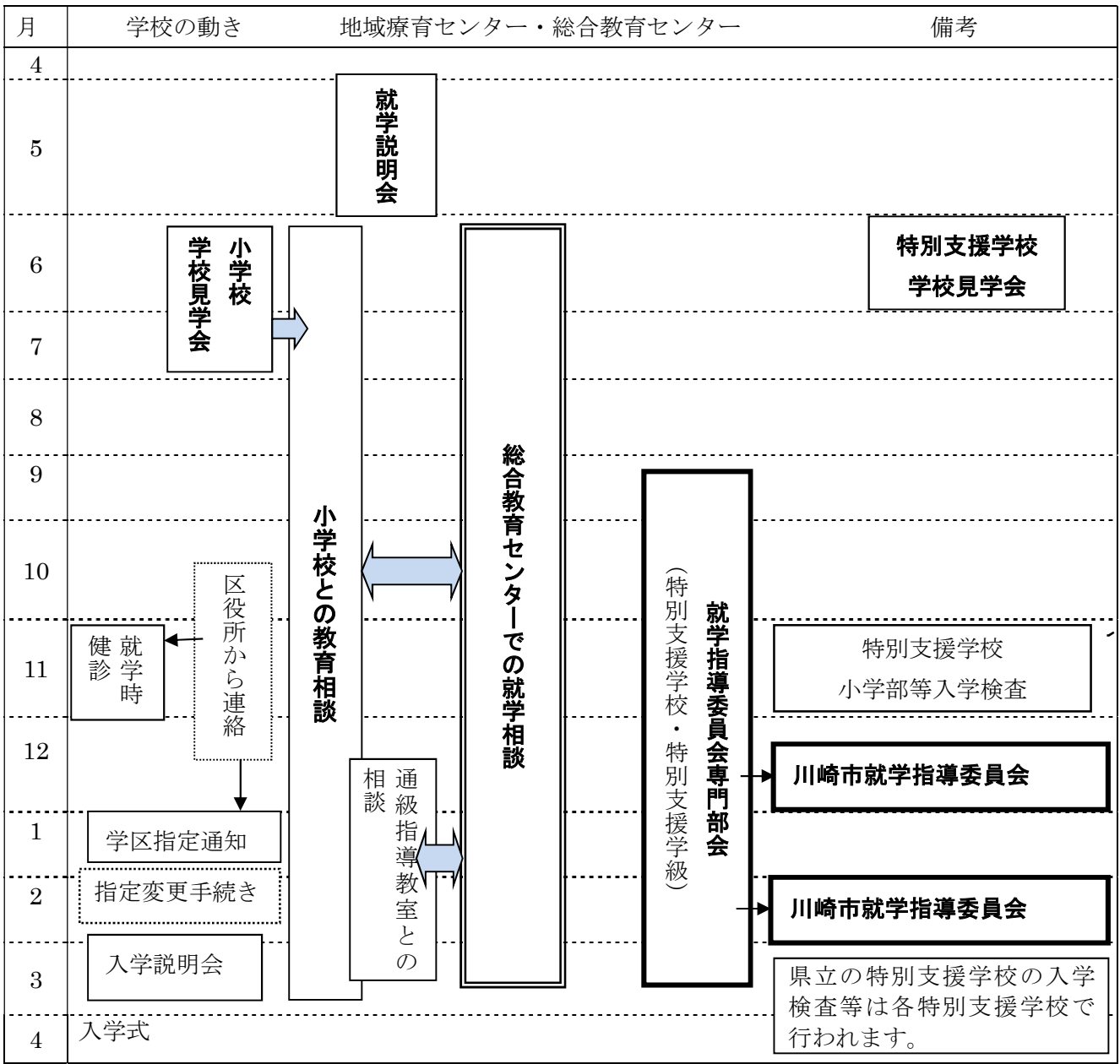


2 本市の特別支援学校の医療的ケア拠点校

南部地区は川崎市立田島支援学校と分校である桜校、中部地区は県立中原養護学校、北部地区は県立麻生養護学校の肢体不自由教育部門を持つ4校が、本市の医療的ケアの拠点校として、看護師を配置して、常時医療ケアを行う体制を整えている。



1 本市の就学相談の流れ



2 就学先の決定

発達検査や行動観察で捉えた子どもの障害状況による教育的ニーズ、学校見学や学校との教育相談で確認した学校で可能な支援の状況、就学相談で伺った本人や保護者の願いを踏まえ、保護者や学校との合意形成を図る。その上で、川崎市就学指導委員会において総合的な判断を行い教育委員会において決定する。

